山口県護国神社の創建

津田 勉

山口県護国神社は、内務省に指定された全護国神社（1）（五十二社）の中の、山口県指定護国神社である。ちなみに指定外護国神社（2）は、全国で八十三社とされる（指定外護国神社は山口県が二十二社（3）・鹿児島が十六社と、この二県で全国の四割を占め、これは幕末から明治維新にかけての長州・薩摩両藩が果たした役割の反映と思われる）。

護国神社は、昭和十四年三月十五日付内務省令第十二号（4）によりそれまでの招魂社制度によって定められていた「招魂社」の社名を、「護国神社」に改称したものである。

内務省令第十二號

招魂社ハ之ヲ護國神社ト改稱ス。

昭和十四年三月十五日

内務大臣　侯爵　木戸幸一

附　則

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス。

また、改称の理由は次の文書（5）によって知られる。（以下にあげる内務省諸文書の原文は旧漢字片仮名交文であるが、読みやすいよう旧漢字は常用漢字に、片仮名は平仮名に改めた。）

今般招魂社制度の改善整備に関し、関係法令を改正又は制定相成候処、右は、招魂社に関する現行制度が明

治初葉以降に於ける区々たる諸規定の集則にして、重要事項諸般に亘り不備なるもの多く、従って又、其の取り扱いに付疑義を生ずるもの尠からざりしに鑑み、之が沿革と現状とに徴し、社名を護国神社と改称し、現行府県社以下神社に関する一般制度の適用あるを明かにすると共に、尚其特性を参酌し、以て愈々神威の発揚を図らむとするに出でたるものにして、……（以下省略）……

（内務省神社局通牒昭和十四年三月十五日「招魂社制度の改善整備に関する件」）

この内務省令によって、指定護国神社は府県社の待遇、指定外護国神社は村社の待遇とされた。しかし同時に、総則一（三）において、

三　凡て護国神社は爾今大正二年四月内務省令第八号中「特別の由緒ある神社」に該当するものとして取り扱ふべきものとす。

とされた。この大正二年四月内務省令第六号（6）とは「官国弊社以下神社の祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、移転、廃合、寄附金、神札等に関する件」として表記の件名に関して規定した内務省令である。これには神社の創立について次のような規定がされていた。

第三十一條　祭神の事蹟顕著にして土地の情況又は縁故等特別の事由あるに非らざれば神社を創立することを得ず

護国神社は、上記第三十一条の「特別の事由ある」神社として、その創立については特別の配慮がされていたのである。

招魂社の創立が一道府県一社と規定されたのは、昭和十四年二月の「招魂社の創立に関する件」の内務省神社局長通牒（7）である。

内務省神社局長通牒

招魂社の創立に関する件

昭和十四年二月二日

発社第三〇号神社局長通牒

各地方長官

標記の件に関しては、客年二月十六日附警保局警発甲第十四号通牒の次第も有之候処、今般右招魂社の創立に関しては従前の通、師団管轄を異にする歩兵連隊の設置ある等特殊の事情ありて止むを得ざる場合を除くの外、道府県一円を崇敬区域とするもの一道府県

に一社を限り之を許可することとし、市町村等を崇敬区域とするものは其の独立招魂社たると境内招魂社たるとに拘らず、之が創立は容易に許可せられざることに決定相成候條、御了知相成度。

こうした指定護国神社には、山口県では歩兵第四十二連隊の駐営した山口市の山口県護国神社、隣県の島根県では広島の第五師団麾下の歩兵第六十三連隊が駐営した松江の松江護国神社、そして姫路の第十師団麾下の歩兵第二十一連隊の駐営した浜田の浜田護国神社等がある。

各県の護国神社の称はこのように昭和十四年に始まるのであるが、その前身は古く、明治元年（一八六八）五月に、明治天皇が京都東山に皇運の挽回の中で殪れた者を祭る招魂祠（後の京都霊山護国神社）を設けたことに諸国の藩主が倣い、招魂場を設けたことに始まる（8）。

例えば、薩摩藩では藩主島津茂久が靖献霊社（9）（後の鹿児島県護国神社）を明治元年七月に創建した（ただし、長州藩の招魂場の歴史はさらに古く、高杉晋作の発議により慶応元年（一八六四）桜山招魂社（10）が創建されている）。広島県では、芸州藩主浅野長訓が明治元年に創建した水草霊社（11）を起源とする広島護国神社や福山藩主阿部正桓の創始に始まる福山護国神社（12）（昭和三十二年備後護国神社と改称）等がそうである。

各県護国神社はこのように、招魂場→招魂社→護国神社といった大きな歴史的推移の中で創建されたのだった。

では、当山口県護国神社はどのような経緯を経て創立されたのだろうか。山口県護国神社の御由緒は、『山口県神社誌（13）』に次のよう記されている。

山口県出身の殉国の英霊を祭祀するため明治三十六年防長靖献会を設立し、桜畠練兵場に於て毎春祭祀す。昭和十三年現在地に山口招魂社造営に着手し、同十六年竣工す。これより先同十四年護国神社制度公布され、社殿竣工と共に山口県護国神社の指定あり。第二次大戦後御霊神社と改称され、講和条約発効により同二十七年七月山口県護国神社に復称す。境内に戦争裁判殉国烈士之碑あり。

このような御由緒は現在護国神社で出しているパンフレットの内容ともほぼ同一で、別に誤りや不明な事柄が存在するわけではない。したがって、私がこれから述べる事も、何か新しい事実を申し上げようとするものではないことをお断わりしておきたい。

ところで此の度、当神社の御由緒を確認しなくてはならない機会があり、創建期の文書・記録綴を披閲した際、上述の御由緒を証する文書・記録を見出したのであるが、そうした文書・記録の他にも、この記録綴には当時の経緯を詳しく記す文書が綴じられていることを知った。

当護国神社は昭和十六年（一九四一）八月に社殿が竣工、同年十一月に鎮座祭が斎行された神社であり、その歴史は新しく、当護国神社の創設、そしてその後の歩みを共にして、現在に至っている方も多いに違いない。したがって今日までは、創設の詳しい事情を記さずとも、皆周知のことで、項目を列記する程度で充分理解されたものと思われる。

しかし、風雪は歴史を刻一刻と押し流して行くものであり、戦前では常識であったことも、戦前をしらない現代の世代には理解できなくなっていることも多いと考えられる。したがって今の内に、こうした創建の歴史をある程度詳しく記述しておくことは案外必要なことではないかと思われた。

そこで当護国神社小方宮司の了承の下に、『山口県神道史研究』紙上をお借りして、山口県護国神社創建の経緯をある程度詳しく記した文を掲載させていただくことにした次第である。

（一）

山口県護国神社は、明治維新前後より、幾多の国難・事変・戦争で一身を国家に捧げられた英霊を弔慰し、その勲績を景仰するため、昭和十六年に山口県民総意の協賛によって現鎮座地の山口市宮野に創建された。しかしその鎮祭の由来は、前掲御由緒にある通り、これより以前に遡り明治期から始まる。即ち防長靖献会は、嘉永六年（一八五三）以来君国の為に尽忠報国の大義に殉じ、靖国神社に鎮祭された山口県出身の英霊を、明治三十六年より毎春、山口の桜畠練兵場に臨時祭場を設けて盛大な招魂祭を斎行してきたのであった。

明治三十六年から招魂祭が始められたという歴史は、昭和十八年に調製された、『護国神社明細帳（14）』や古い由緒書（昭和十七年発行、『山口県護国神社略記』（15））にも記載されているが、その開始の理由は明確に記されていない。ただ、『山口市史（16）』の記述では、明治三十三年に北清事変が勃発し、これに山口歩兵第四十二連隊が出動、翌三十四年八月に帰還して招魂祭や戦勝祝賀会を行なったとある。当社の祭神中で北清事変での戦死者は、二五二柱（17）であるところからすると、恐らくはこの事変を契機として招魂祭が始められたのではないかと思われる。

桜畠練兵場は、明治二十九年に創設された山口歩兵第四十二連隊（18）兵営（現在は、陸上自衛隊山口駐屯部隊〈第十七普通科連隊・第百十二教育大隊・業務諸隊〉が駐屯）から百メートル東にある練兵場（現在は、陸上自衛隊山口

駐屯地訓練場）である。この桜畠練兵場において県護国神社の創建される昭和十六年まで、毎年慰霊祭が臨時の祭壇を設けて斎行されていた。

ところで、護国神社制度は昭和十四年に始まったのであるから、当護国神社の建設も昭和十四年から計画されたのかと思われるが、そうではない。実際はこれより二年ほど前の昭和十二年には、国家の制度に基づく祭祀を厳修して英霊を不朽に鎮祭し、県民の常時参拝が出来るよう招魂社建設が懇望されるに至り、『山口県招魂社建設趣意書(19)』が起草されて、建設へ向けての準備が始まっていたのである。ここに、その建設趣意書を紹介しておきたい。（尚、読みやすいよう旧字体の漢字は常用漢字に改めている。）

山口県招魂社建設趣意書

維新の鴻業は上至尊の御稜威と下列藩の翼賛に由ると雖も勤王の大義を首唱し天下の人心を鼓舞したる我が防長の先覚志士亦与って力ありと謂はざるべからず而して之が為其の前後に於て王事に勤め節に殉じたる者其の数詳ならずと雖も現に靖国神社に合祀せられたる者実に千八百五十三柱の多きに及ぶ

爾来日清日露の両大戦役を始め累次の戦役事変に際し本県出身者にして身を軍籍に置くもの極めて多く君国の為に身命を擲げ、護国の神として芳名を千載に残されたる忠勇義烈の将士二千七百七十柱の多きに達す而して其の死せるや時を異にし其屍を埋むるや地を隔て悲迹惨状千差万別なりと雖も尽忠報国の節義に至りては即ち一にして一たび之を追懐すれば転悲壮凛烈欽仰の念禁ずる能はざるものあり天恩優渥此等殉難の士を祀るに毎年春秋盛大なる祭典ありと雖も吾人郷党の至情に於て亦其の英魂を慰むるの典なかるべからず然るに未だ諸英霊を祭祀すべき社なきは寔に遺憾とする所なり仍て今回資金拾万円を以て山口県招魂社を建設し以て祭祀典礼を厚うし万世に亘り崇祀の中心たらしめんとす

昭和十二年三月

山口県招魂社建設計画書要綱

一、祭　神　靖国神社ニ合祀セラレタル本県出身ノ英霊

二、建設地　山口市又ハ其ノ附近

三、敷地面積　千五百坪以上

四、建設費　十万円

内訳

七千円　本殿、弊殿、拝殿、手水舎、社務所、其他工作物

一万円　土地買収費、整地費、整備植樹費、殿内調度費、竣工式費、雑費

二万円　招魂社資金

五、建設費収入計画　十万円

内訳

一万円　県供進金

五万円　市町村醵出金

二万円　防長靖献会蓄積金トシテ指定寄附

七千円　防長忠愛会蓄積金建築費トシテ指定寄附

一万三千円　篤志者寄附金

六、建設資金取纏期　昭和十二年八月末日迄とす

この『山口県招魂社建設趣意書』及び「山口県招魂社建設計画書要綱」は、昭和十二年三月九日開催の「各郡町村長集会並各市長協議会」に協議案(20)として提案された。そして同年三月二十五日山口県学務部長名で次の文書(21)が各市町村に発送されている。

社兵第一八四四号
昭和十二年三月二十五日

山口県学務部長（印）

（各市町村）町殿

招魂社建設に関する件

山口県招魂社建設の件に関し別紙趣意書及計画要綱に基き本月九日当庁に於て各市長并に郡町村長会長の会同を求め協議の結果愈々招魂社建設のことと相成候処事業の性質上挙県一致英霊奉斎の実を挙げんが為県民一般の協賛に俟つを本旨と致度候条何卒事情諒察の上醵出方御取計相煩度此段御依頼および候也

一、醵出金額　　円

一、取纏期日　昭和十二年八月末日

一、募集費　募集金額の百分の五を交付す

醵出金配当標準

醵出金は一世帯平均二十銭なるも内十銭は世帯数に依り外は義務教育費国庫負担法に依る増加交付金及特別税戸数割額并に市町村財政等の関係を参酌し按分配当したるものなり

以上の文書によれば昭和十二年三月に、山口市近郊に敷地面積千五百坪を確保し、そこに本殿・拝殿・手水舎・社務所等の諸施設を完備した山口県招魂社を県供進金・市町村醵出金・防長靖献会蓄積金・防長忠愛会蓄積金等からの醵出金、計十万円を募って建設する計画が立てられ、同年八月末日を期日とする募金が開始された思われる（建設費はその後の物価騰貴もあって膨らみ、県がその不足分を負

担して、最終的に県は一万円ではなく三万五千円を醵出したようである)。

建設用地はやがて桜畠練兵場付近北側に確保できる見通しとなった。防長靖献会がそこに所有していた土地(約一、一〇〇坪)は、昭和十三年四月に山口県に移転登記されるに至り、県は引き続いて境内地として必要な隣接地の買収を進めたようである。

こうして昭和十三年九月二十日、山口県知事戸塚九一郎(二十二代知事、在任期間:昭和十一年六月~昭和十四年四月)他五十一名の連書を以て、『山口県招魂社創立願(22)』が内務大臣へ出願されたのであった。

社兵第六二四三号
昭和十三年九月二十日
山口県知事 戸 塚 九一郎
内務大臣 末 次 信 正 殿

山口県招魂社創立願進達の件
山口県招魂社創立の義別紙出願に付調査致候処本県に於いては明治維新以降現今に至る迄各種の戦時事変に於ける戦死病歿者等の英霊を弔慰し其の勲績を永久に景仰せんが為明治三十六年以来防長靖献会主催となり毎年一回山口桜畠練兵場に臨時祭壇を設け招魂祭を執行し来りしも日常神霊を仰ぐことを得ざる為之を奉斎する招魂社建設は多年県民の斉しく翹望する所にして軍民協力の下に招魂社建設の計画を進め居りし折柄今回支那事変勃発し県民の愛国心は著しく勃興し愈々之れが気運熟したるを以て茲に報国殉節の英霊を招魂社に奉斎せんとするものにして之が建設は敬神思想の昂揚に資するは本より愛国心涵養の中心と為り又国民思想善導上裨益する所洵甚大なるものと思計致候而して建設費金拾万円県供進金壱万円市町村醵出金五万円防長靖献会寄附金弐万円防長忠愛会寄附金七千円及篤志者寄附金壱万参千円の内より支弁せんとするものにして既に七万余円を集積し財源確実と認られ候
尚建設後招魂社社入金并に基本金利息の外毎年必要経費は県費より支出するものにして本年度に於ても県招魂社として五千余円を計上し維持方法最も確実にして神厳保持上聊かの遺憾もこれ無ものと被認候条此の際特に御許可の御詮議相願度此段副申におよび候也

山口県招魂社創立許可願
本県下には従来私祭招魂社の設置これ無く明治維新以来国難に忠死せる本県出身軍人軍属の英霊に対しては

明治三十六年以来防長靖献会主催の下に毎年山口桜畠練兵場に臨時祭壇を設け招魂祭を執行して英霊を弔慰致来候今回別紙趣意書の通県下一円を区域とする山口県招魂社を創設し国家の制度に基く祭祀を厳修して英霊を不朽に鎮祭し県民常時参拝して崇敬の赤誠を致し以て神明の加護を仰ぎ倍々世道人心の感化と国民道徳の発揮に資し度存候条
右招魂社創立の義御許可相成度別紙必要書類を具し此段上願におよび候也
昭和十三年八月一日
山口県防長靖献会長 戸 塚 九一郎
(外五十一人連名)

同年十二月二十二日には内務大臣から創建の許可(23)を得、翌十四年には桜畠練兵場の北に隣接する適地を選定し、同年一月二十五日に地鎮祭を行い建設にとりかかったのである。

内務省山社第六号
山口県山口市大字上宇野令厳島第一番地
戸 塚 九一郎 外五十一名
昭和十三年八月一日附願山口県招魂社創立ノ件許可ス
昭和十三年十二月二十二日
内務大臣 末 次 信 正

同十六年八月四日に至り社殿・社務所の竣工がなり、同年十月九日内務省より「山口県護国神社」の指定を受けた(24)。

内務省告示第五百六十四号
明治二十七年勅令第二十二號第一條一項ノ規定ニ依リ左ノ護国神社ヲ指定ス
昭和十六年十月九日
内務大臣 田 邊 治 通
神社名 鎮座地
山口縣護国神社 山口縣山口市大字宮野下

こうして指定護国神社の認可を得るとともに、同十月二十九日には長門国一宮住吉神社宮司や山口県神職会長などを歴任した渡邊織雄氏が社司に任じられた。同年十一月二十六日、御祭神七千一百五十八柱を合祀し、翌二十七日鎮座祭が斎行された。以来、例祭を始め慰霊の祭祀が盛大に斎行されたのである。

当護国神社は、以上のような経過で創設された。こうした創設の経緯からすれば、当社の創設は山口県の官民をあげての要望に基づいていたのであり、特に県は、主体的に

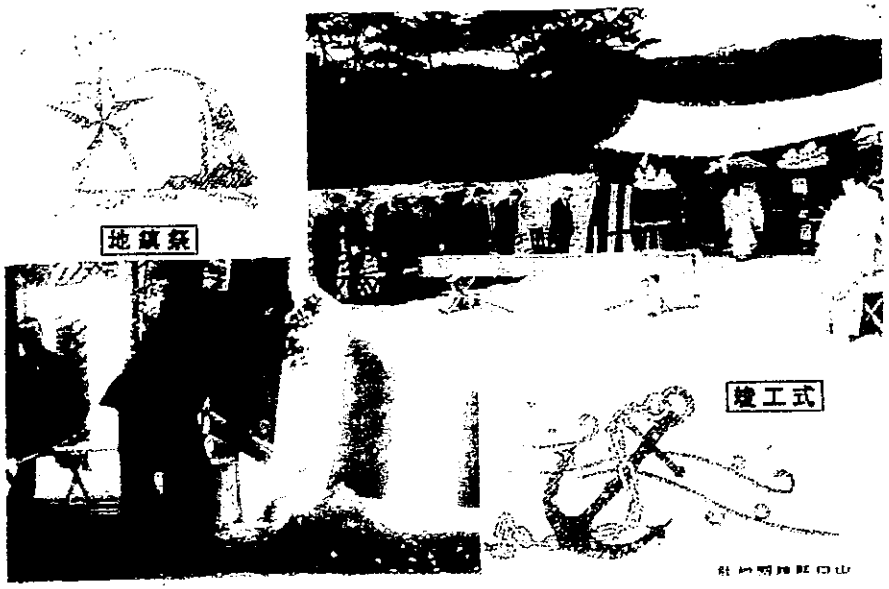

山口県護国神社

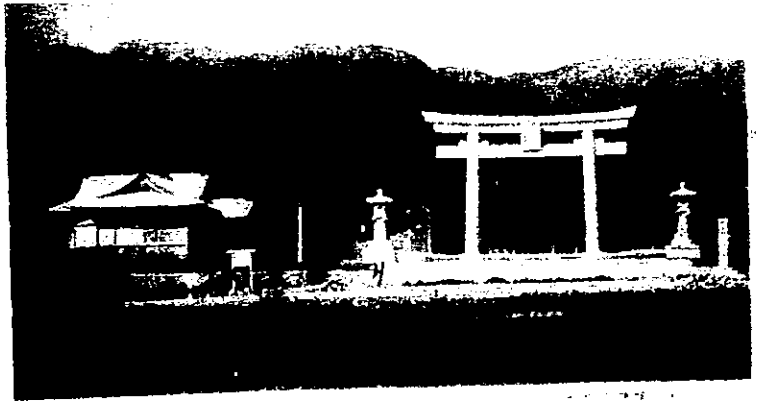

山口県護国神社全景



竣工当時社殿



竣工当時社務所

創設に関与していたことが明らかとなる。

ところが大東亜戦争の終結、そして連合軍の占領政策により、直ちに県との関係は絶たれ、公務員の参列も禁止され、祭祀にも深刻な影響をもたらしたのであった。やがて昭和二十二年三月三十一日には社号を「御霊神社」と改称することを余儀なくされた。しかし昭和二十七年、講和条約が成立した後の八月八日には、社号を元来の「山口県護国神社」と復称すると共に、その本来の姿を回復することができた。それ以後は、大東亜戦争戦没の英霊を順次合祀、さらに殉職自衛官をも御祭神に加え、現在は五万二千一百二十一柱の御祭神を奉斎するに至っている。

最後になってしまったが、ここで次の事を紹介しておきたい。山口県は、昭和十五年三月に皇紀二千六百年記念事業として護国神社に隣接して「興亜記念館」の建設を計画していた。もっとも幻に終わってしまったが、この計画書(25)によれば護国神社は英霊を奉斎する祭祀の場として、そして隣接する「興亜記念館」は英霊の功績を顕彰し、後世に伝える殿堂として建設が計画されたことが伺える。当時の山口県知事武井群嗣の建設趣意書の一段には次のように宣せられている。

乃ち此の意義深き暁古の時局に処し、前後聖戦に参加せる忠誠武勇なる皇軍将兵の精華を一堂に鐘め其の赫々たる武勲を景仰すると共に永く後昆に伝へ、日本精神の更張に資し、或は我が民族発展の史実を陳べて国防の完備を期し、或は大陸発展の材料を蒐集して興亜教育の啓示たらしめ更には事変銃後に現われたる奉公の事象を網羅し教養の活教訓たらしめんとす

「興亜記念館」の陳列の内容は、次のように計画されていた。

本館特別陳列館

(一) 郷土部隊を中心とする奮闘の偉績
(二) 殉国勇士の写真遺品遺書
(三) 戦闘の経過並其の勲績
(四) 陸海空各方面に於ける戦利品
(五) 民族発展の歴史的資料
(六) 大陸発展上の各種参考資料
(七) 興亜教育資料
(八) 世界軍備の状況並国防上の重要資料
(九) 銃後奉公の美談事変関係図書
(一〇) 其他必要なる資料

もしこの施設が出来ていたならば、あたかも今日の靖国

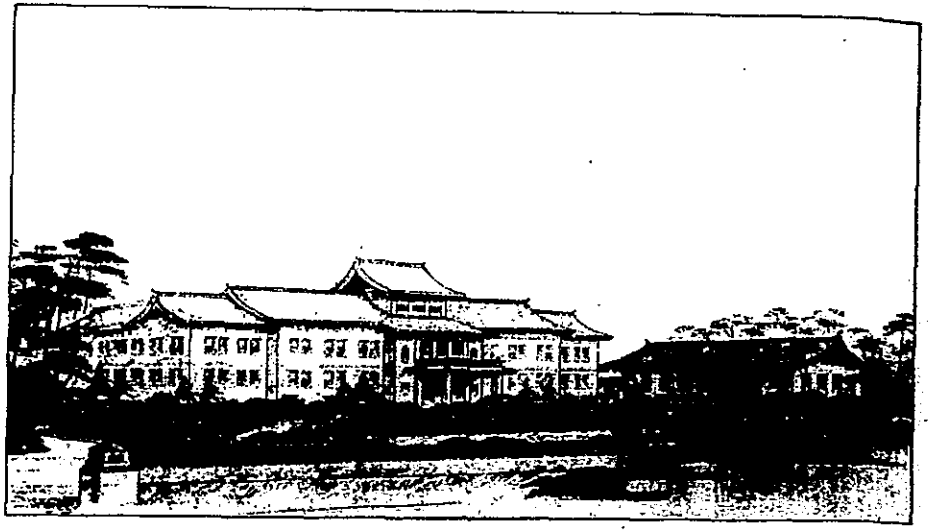

興亜記念館全景

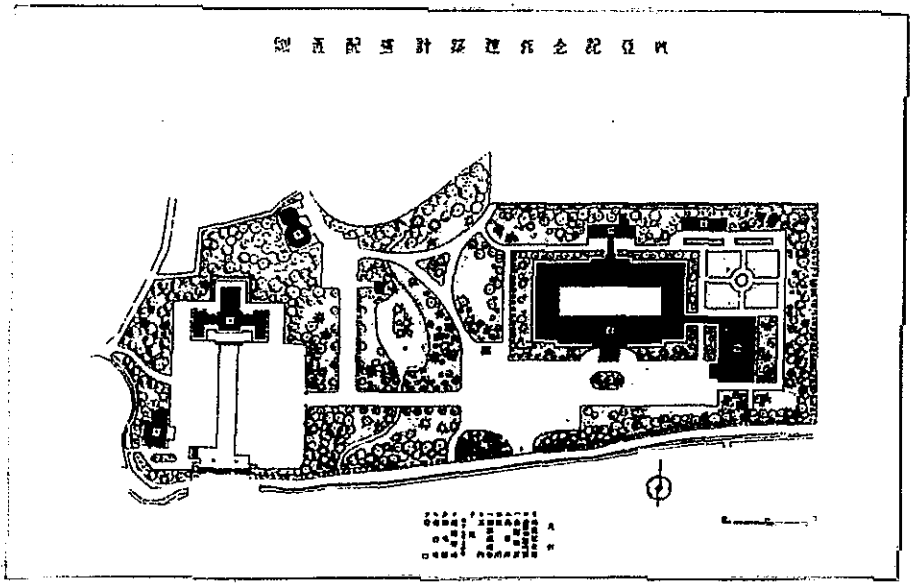

興亜記念館建築計画配置図

神社における「遊就館」のような施設であったかと思われる。

あまり纏まりのない論述となってしまったが、山口県護国神社が独り戦没者遺族によって創設されたのではなく、県下の官民挙げての英霊景仰の熱意によって創設された経緯を明らかにできていれば幸いである。今日では遺族のための護国神社といった感がないではないが、このような事態は創設時の趣旨とは幾分異なり、奉斎する御英霊には大変申し訳ないことと思われる。その意味で当拙論で明らかにしたことが、山口県護国神社の今後に聊か成りとも役立つことを念じたい。

以上で、山口県護国神社の草創期に関する拙論を終えることとしたい。

［註］

（1）指定護国神社及び指定外護国神社の数は、『靖國神社百年史』（資料編下）によった。指定護国神社は第十六（二）「護国神社の成立」のP三五四～三六五に収載されている官報の「内務大臣指定」護国神社の数による。戦後組織された全国護国神社会にも五十二社が加入しているが、この五十二社というのは内務大臣指定護国神社から樺太護國神社・臺灣護國神社の二社が廃され、飛騨護国神社（指定外）・熊本県護国神社（造営中のため未指定）の二社が加わったことによる社数と思われる。

（2）指定外護国神社の数は、『靖國神社百年史』（資料編下）、第十六（六）「その他の護国神社」に載せられている神社の数である。

（3）山口県の指定外護国神社の数は二十二社であり、次の各神社である（『靖國神社百年史』〈資料編下〉より、順不同）。

一、櫻山神社　二、赤妻神社
三、宇部護国神社　四、朝日山護国神社
五、栄山神社　六、中山神社
七、防府市護国神社　八、良城神社
九、厚狭神社　十、麻郷神社
十一、下松城山神社　十二、船木護国神社
十三、江良神社　十四、万倉護国神社
十五、湯野神社　十六、岩国護国神社
十七、萩市護国神社　十八、三隅山神社
十九、土原護国神社　二十、永源神社
二一、峨嵋山神社　二二、大島神社

（4）昭和十四年三月十五日付内務省令十二号は『靖國神社百年史』（資料編下）第十六（二）「護国神社の設立」に収録。

（5）右書に収録。

（6）大正二年四月内務省令第六号は、吉井良晃著『神社制度史の研究』の「神社法令沿革表」に収録。

（7）昭和十四年二月三日付内務省神社局通牒は『靖國神社百年史』第十六（二）「護国神社の設立」に収録。

（8）この明治元年太政官布告は『宮崎県護国神社と県民の幸賛』第一章一、「招魂場の設立」に収録されているものによった。

（9）鹿児島靖献神社については『宮崎県護国神社と県民の幸賛』第一章一、「招魂場の設立」を参照。

（10）桜山招魂社については『靖國神社百年史』（資料編下）第十六（六）「その他の護国神社」〈櫻山神社〉を参照。

（11）水草神社については、『靖國神社百年史』（資料編下）第十六（五）「京都以外の護国神社」〈広島護国神社〉を参照。

（12）備後護国神社についても、『靖國神社百年史』（資料編下）第十六（五）「京都以外の護国神社」〈備後護国神社〉を参照。

（13）『山口県神社誌』昭和四十七年、山口県神社庁発行。

（14）『護国神社明細帳』（山口県護国神社所蔵）。

（15）昭和十七年発行『山口県護国神社略記』（「山口県内政部教学課『護国神社一件』綴、山口県護国神社所蔵）。

（16）『山口市史』P三七九「連隊の駐屯と再度の出動」参照。

（17）『英霊の宮山口県護国神社参拝のしおり』参照。

（18）『山口歩兵第四十二連隊史』参照、昭和六十三年発行。

（19）『山口県招魂社建設趣意書』（「山口県内政部教学課『護国神社一件』綴」）。

（20）この起案は「山口県内政部教学課『護国神社一件』綴」文書。

（21）「山口県内政部教学課『護国神社一件』綴」文書。

（22）『山口県招魂社創立願』（山口県護国神社所蔵）。

（23）『山口県招魂社創立許可』（山口県護国神社所蔵）。

（24）「山口県護国神社指定」（『護国神社一件』綴）。

（25）『興亜記念館建設計画書』（山口県護国神社所蔵）。

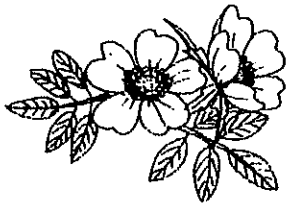

編集後記

▽今回の八号も原稿の集まりがよく、編集上の苦労はまったくなかった、苦労があったとすれば、全論文を収録すると、一〇〇ページをオーバーするため、長文の二名の方に今回は半分とし、次号へ残り半分をと連載方法をお願いしたことであろう。もっともこれは苦労ではなく、うれしい悲鳴というできであろう。

▽今号は力作が多いと思う。巻頭論文は、昨年の研究大会で講演をお願いした、新野先生の論文である。大会で話されたことを、このようにまとめて御投稿を賜わったことに付き、大変ありがたく心からお礼を申し述べる。

▽今号の論文も、前回同様に各分野にわたり、バラエティーにとんでいると思う。今後も会員の皆様の身近にある課題を研究し、それを提示してほしい。当研究会の求めている論文は、いわゆる大論文というものではなく、身近な疑問に答えるものである。もっとも、その疑問は「神道」に関するものでなければならないけれど。

▽来年のNHK大河ドラマは、「毛利元就」という。そのため、早くも元就ブームが起きているようでる。当研究会の今年度研究大会の講師は、利岡俊昭先生で、演題は「毛利元就について」である。これは、ブームを先取りしたものではなく、当研究会のある山口県神社庁の隣は豊栄神社である。豊栄神社の御祭神は毛利元就公である。その御祭神についての話しをきくことが、たまたまブームと重なったといえよう。

▽健康のためには、歩くことが一番よい方法といい、毎日三〇分以上の散歩が大切だという。そのせいか「ふるさとの歴史散歩」「ふるさと散歩みち」という、散歩という表題の歴史関係の書物が、多くの市町村から発行されている。これらの本は、市町村の広報誌に連載されたものや、有線放送などで語られたものをまとめたものが多い。これは大変よろこばしいことだ。これまでの市町村史というと、「古代・中世・近世」と、あまり読んでも面白くないものが多かった。正直にいうなら、全巻通読するというものではなかった。しかし「歴史散歩」なら、誰にでもすぐに読めるし、読めば郷土の歴史へ対して興味もわく。市町村史が全県下ほぼ出揃った現在、今後必要な歴史書は「歴史散歩」のような、地域住民と同じ背の高さで周囲を見廻す視点の歴史書ではないだろうか。

▽先日、東北地方を旅行した。あの山この山の松が、枯れていないことにびっくりした。山口県の山は、あの山この山の松がぜんぶ枯れている。その原因が松くい虫か公害のためか、最近の新聞には松枯れは報道する価値がないのか、その記事さえみることができない。松枯れと同じように、私達は大切なものを忘れているのではないか。日本人の心、神道を見直したい。

（広　田）

平成8年7月5日印刷
平成8年7月5日発行
山口県神道史研究　第8号

編集発行　山口市野田　〒753
山口県神道史研究会（山口県神社庁内）
代表者　神木正律
電話　山口 0839㊂0506　振替 下関5－22761

印刷所　長門市東深川正明市
有限会社 鈴木印刷所